

訪問介護契約書

____様(以下「利用者」という)と 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 (以下、「事業者」という)は、介護保険法に基づき事業者が利用者に対して行う訪問介護サービス(以下 サービスという)について、次の通り契約を締結するものとします。

<契約の目的>

第 1 条 事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスの提供を行うものとします。

- 1) 訪問介護(別紙 サービス内容説明書)
- 2 利用者は、本契約において、サービスを利用するものとします。
- 3 サービスの種類又は内容を変更する場合は、事業者は、変更後の内容を記載した、サービス内容説明書を交付し説明するものとします。
- 4 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し利用者負担金を支払うものとします。キャンセルした場合は、重要事項説明書に基づいたキャンセル料を支払うものとします。

<契約期間>

第 2 条 この契約期間は、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日までとします。

(契約日から介護保険認定証の有効期限まで)

- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

<居宅サービス計画変更の援助>

第 3 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

<サービス提供の記録>

第 4 条 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、これを契約終了後5年間保管するものとします。

- 2 利用者から前項の記録の閲覧を求められた場合は、福祉会が定めた「個人情報開示規程」に基づき対応します。

<利用者負担金及び支払方法>

第 5 条 事業者が提供するサービスに対する利用者負担金及びその支払方法は、別紙サービス内容説明書に記載する通りとします。

- 2 利用者及び連帯保証人は、前項の利用者負担金を事業者に支払うものとします。
- 3 連帯保証人は、利用者(主債務者)が利用料等(債務)を支払えない場合、代わりに返済する義務を負うものとします。
- 4 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額30万円の範囲内で負担するものとします。

<契約の終了>

第 6 条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができるものとします。

- 2 次の事項に該当した場合は、事業者は、1週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとします。
 - 1) 利用者の利用者負担金の支払いが3ヶ月以上遅延し、負担金を支払うよう催促し

たにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合

2) 利用者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員の生命・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

3 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了するものとします。

- 1) 利用者が介護保険施設入所した場合
- 2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- 3) 利用者が死亡した場合

<損害賠償>

第 7 条 事業者はサービスの実施にあたって、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

<秘密保持・個人情報の利用>

第 8 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。

3 利用者およびその家族は、以下の事項について利用者及びその家族の個人情報を用いる事に同意します。

- 1) 当事業所が、利用者からの依頼に基づいた看護、介護、福祉サービスを提供するための利用
- 2) 提供したサービスに対する報酬請求事務での利用
- 3) サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用
- 4) 利用者からの依頼に基づいた適正な居宅サービスを提供するための、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関などとの連携(サービス担当者会議等)、照会への回答等の利用
- 5) 家族への心身の状況説明。緊急を要する場合の医師への連絡などの利用
- 6) 行政機関、裁判所等の公的機関から、法令上応じることが義務付けられている事項、法律に基づく正式な要請を受けた場合の利用
- 7) その他以下の利用
 - (1) 保健・看護・介護・福祉等の学術研究、実習受け入れに関連した利用
 - (2) よりよいサービスを提供するための事業所内での事例検討会などでの利用
 - (3) 事故防止等安全確保に関する研究等今後の対応策検討、作成にあたっての利用
 - (4) 当事業所からの、サービス向上や社会・介護保障制度等の充実に目的としたアンケートや調査などを依頼するための利用

<苦情対応>

第 9 条 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをしてはならないものとします。

<虐待防止のための措置に関する事項>

第 10 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るための必要な措置を行うものとします。

